



本部からお知らせ

支部からお知らせ

第一種定期講習 制度が変わります 【続報】

平成25年4月から定期講習が変わります。特に次の2点にご注意ください。

① 受講案内の送付が廃止

定期講習は5年以内に受講する法的義務があります。従来は講習期日が近づくと講習案内が郵送されましたが、これが無くなります。

【対策】

組合では、(一財)電気工事技術講習センターへの登録を強く推奨しています。登録すると、従来と同様に講習案内をお送りします。(登録料・年会費は無料です)

② 受講記録の再記入が不可

免状を紛失するなどして再交付した場合、過去の定期講習の受講記録を再記入してもらえなくなります。再交付された免状の「講習受講記録」欄は、白紙のままになってしまいます。

【対策】

◎ 紛失等に備え、第一種電気工事士全員の免状のコピーを会社に保管してください。免状をビニールケースから取り出して広げ、顔写真と講習受講記録と一緒にコピーして保管しましょう。

◎ 講習を受講済みで免状に未記入の場合は、早急に講習センターに送って、記入してもらいましょう。25年3月31日まで可能です。

手続き方法は組合までお問い合わせください。

東電 佐原別館が閉館

東京電力(株)の佐原営業センターは、閉店後も佐原別館として残っていましたが、完全に閉館します。

閉館日：平成24年10月31日

引込線関係工事の材料授受は、閉館後は近隣の事業所で行うことになります。

※ 組合の佐原支部は元気に活動を続けています！

電気安全関東委員会 電気安全表彰

平成24年度は次の皆さまの表彰が決定しました。おめでとうございます。

電気工事業者の部
・船橋支部：(株)タカネ電業 様
・松戸支部：(有)互電業社 様

現場第一線従事者の部
・木更津支部：芦澤 洋司 様

訃報

謹んでご冥福をお祈りします

木更津支部 小柴 喜代松 様 9月27日

本部行事予定

- 24.10.10 第二種免状 集中受付
- 10.23 技術委員会
- 10.25 第二種免状 集中受付
- 11.7 第一種定期講習
- 11.10-11 高圧ケーブル講習
- 11.14 中間監査

組合員数 1,364名

情報

最近、小柱運搬中の法令違反が指摘されておりますので概略を示します。

道路交通法による制限外積載
以下抜粋 要約

積載物の大きさ 制限

- 1.長さは自動車全長にその長さの1/10の長さを加えたもの
- 2.幅は自動車の幅
- 3.高さは3.8mからその自動車の積載する場所の高さを減じたもの

積載の方法

- 1.自動車の長さの1/10の長さを超えてはみ出さないこと
- 2.自動車の車体の左右からはみ出さないこと

これを超える事となるような積載をして車両を運転するには、出発地を管轄する警察署長の許可が必要。

詳しくは最寄の警察署へ問合せる事

知識

給与所得者が自宅に太陽光発電設備を設置し、余剰を電力会社に売却している時は雑所得に該当する。他に事業所得あり、その附帯業務として行う時は事業所得である。尚、太陽光発電設備は「機械装置」で耐用年数は17年を用いる(詳しくは税務署へ)

お願い

以下の報告返信をお願い致します
「平成24年度 電気工事士資格取得者調査票」
「第一種電気工事士定期講習登録」

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします
小柴電気 代表者：小柴喜代松 様

支部行事予定

- 10.12(金) 勉強会
住工 3者会議
- 11.16(金) 親睦ボーリング(予定)
- 11.28(水) 理事会

自主検査ヨシ！ 施工証明書ヨシ！！ 不適合ナシ！！
施工証明書100%運動 実施中！

施工証明書と自主検査のセットで
不適合工事を無くそう！